

第4期決算公告

貸借対照表

2025年3月31日現在

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,980,304	流 動 負 債	2,412,322
現金及び預金	1,886,985	買 掛 金	1,468,909
受 取 手 形	57,834	未 払 金	610,134
電子記録債権	497,287	未 払 費 用	16,162
売 掛 金	2,985,337	未 払 法 人 税 等	30,696
商 品 及 び 製 品	897	未払通算税効果額	43,400
仕 掛 品	229,761	未 払 消 費 税 等	32,648
原材料及び貯蔵品	42,413	前 受 金	46,282
前 渡 金	198,010	預 り 金	18,447
前 払 費 用	35,483	賞 与 引 当 金	132,102
未 収 入 金	2,368	そ の 他	13,543
立 替 金	107,074	固 定 負 債	306,735
そ の 他	12,612	長 期 未 払 金	171,785
貸 倒 引 当 金	△ 75,758	長 期 預 り 敷 金	134,400
		預 り 保 証 金	550
固 定 資 産	1,077,744		
有 形 固 定 資 産	350,751	負 債 合 計	2,719,058
建物設備(純額)	646	(純 資 産 の 部)	
機 械 及 び 装 置	308,236	株 主 資 本	4,338,991
車 両 運 搬 具	1,047	資 本 金	100,000
工具、器具及び備品	40,823	資 本 剰 余 金	3,688,683
無 形 固 定 資 産	97,814	資 本 準 備 金	87,500
投資その他の資産	629,178	その他資本剰余金	3,601,183
投資有価証券	126,371	利 益 剰 余 金	550,308
長期前払費用	333,238	その他利益剰余金	550,308
長期未収入金	58,560	繰越利益剰余金	550,308
長期繰延税金資産	95,275	(うち当期純利益)	(129,937)
そ の 他	15,745		
貸 倒 引 当 金	△ 10	純 資 産 合 計	4,338,991
資 産 合 計	7,058,049	負 債 純 資 産 合 計	7,058,049

個 別 注 記 表

1.重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)資産の評価基準及び評価方法

①棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品

----- 個別法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料及び貯蔵品

----- 移動平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

----- 定額法によっております。

②無形固定資産(リース資産を除く) 自社利用のソフトウェア

----- 定額法によっております。
社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引 に係るリース資産

----- リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④長期前払費用

----- 定額法によっております。

(3)引当金の計上基準

①貸倒引当金

----- 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

----- 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額の当期に負担する額を計上しております。

(4)重要な収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については収益認識に関する注記に記載のとおりです。

(5)その他計算書類作成のための基本となる事項

①当社は、グループ通算制度を適用しております。

②グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用

当社は、当事業年度より、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

(6)会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(7)会計上の見積りに関する注記

当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

(繰延税金資産の計上)

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 95,275千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りに関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が当事業年度における見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。